

太陽光発電設備の固定資産税（償却資産）の申告について

■申告の目安

	余剰買取 発電された電気を自家消費用に充て、残った電力を電力会社に売却	全量買取 発電された電気の全量を電力会社に売却
個人 (住宅用)	【申告不要】 個人の利用を主な目的とした資産であるため、 <u>事業用資産に該当しません。</u>	【申告必要】 売電して収益を得ることを目的としているため、 <u>事業用資産に該当します。</u>
個人 (事業用) 法人	【申告必要】 本来の事業に付随する業務であるため、 <u>事業用資産に該当します。</u>	【申告必要】 売電して収益を得ることを目的としているため、 <u>事業用資産に該当します。</u>

■申告対象となる償却資産

太陽光パネル（※）
架台（※）
送電設備
電力量計
パワーコンディショナー など

※太陽光パネルが家屋の屋根材となっている場合は、太陽光パネル及び架台を除いて申告してください。

■課税標準の特例について

次の条件を満たす場合は、3年度分、課税標準額が価格の3分の2になります。申告の際は、再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し（経済産業省発行）を添付してください。

- 1 固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備であること。
- 2 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が 10 k w以上で太陽光発電設備であること。
- 3 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得された資産であること。